

◆令和8年度◆

「所沢市スマートハウス化推進補助金」

エコリフォーム

補助対象項目

外窓の交換

内窓の設置

窓ガラスの交換

玄関ドアの交換

床の断熱改修

外壁の断熱改修

天井・屋根の断熱改修

- 目次 -

1. 補助項目・補助金額一覧 (P2)
2. 補助金額の加算 (P2)
3. 補助対象者 (P3)
4. 申請書の提出 (P4)
5. 申請受付期間と手続きの流れ (P5)
6. 補助金申請に関する留意事項 (P6)
7. 補助対象要件 (P7)
8. 提出書類 (P9)

- 工事着工30日前までの申請が必要です
- 先着順・予算額に達し次第終了します

お問い合わせ

所沢市 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

1 補助項目・補助金額一覧

補助対象項目	補助金額		上限額
外窓の交換	大 (2.8㎡以上)	10,000円/箇所	合 算 で 30 万 円
	中 (1.6㎡以上2.8㎡未満)	8,000円/箇所	
	小 (0.1㎡以上1.6㎡未満)	6,000円/箇所	
内窓の設置	大 (2.8㎡以上)	9,000円/箇所	
	中 (1.6㎡以上2.8㎡未満)	7,000円/箇所	
	小 (0.1㎡以上1.6㎡未満)	5,000円/箇所	
窓ガラスの交換	大 (1.4㎡以上)	8,000円/箇所	
	中 (0.8㎡以上1.4㎡未満)	5,000円/箇所	
	小 (0.1㎡以上0.8㎡未満)	3,000円/箇所	
玄関ドアの交換	4万円/箇所		
床の断熱改修	全面施工 6万円 / 部分施工 2万円		
外壁の断熱改修	全面施工 10万円 / 部分施工 4万円		
天井・屋根の断熱改修	3万円 (一律)		

2 補助金額の加算

次の要件を満たす場合、補助金額の最大33%まで加算措置を受けることができます。
該当する場合は必要書類(P10以降参照)を申請書類に添付のうえ、ご提出ください。

(1) 「18歳未満の子を含む三世代」が同居し、日常生活を営んでいる場合	補助金額の10%
(2) 「小規模事業者」を利用してエコリフォームの工事を実施する場合	補助金額の3%
(3) 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを利用している場合	補助金額の20%

(2) 「小規模事業者」とは…

事前に登録された施工事業者（従業員が20名以下の市内事業者）です。市ホームページ（「所沢市スマートハウス化推進補助金小規模事業者名簿」）に一覧を掲載しています。

(3) 「再生可能エネルギー比率」とは…

電力会社ホームページ等で、契約中の電力プランの電源構成を確認してください。「再エネ〇%プラン」など契約種別から比率が分かる電力プランもあります。

※ご自宅に設置している太陽光発電システム等で賄う電力とは関係ありません。

3 | 補助対象者

全ての補助対象項目に共通する対象者（全て満たす必要があります）

- ・ 自ら居住する市内の住宅に、補助対象工事を実施する方
- ・ 補助金の申請時（工事後に転入する場合を除く）及び実績報告時に施工住居に住民登録されている方
- ・ 補助金の実績報告時に市税等の滞納がない方
- ・ 同一の補助対象物について、所沢市の他の補助を受けない方
- ・ 令和9年3月19日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告兼請求書を提出できる方

エコリフォームは家庭用の補助メニューです

法人で契約の場合は申請できません。居住者個人の名義での工事契約・支払いが必要です。

これから住む家のリフォームで申請する際はご注意を

エコリフォーム後に転入する場合は、実績報告の前に住民登録の異動が必要です。

集合住宅での実施を予定する方は事前にご確認を

個人による改修が認められているか、あらかじめご確認をお願いいたします。個人による改修が認められていることを確認するため、管理組合等の同意書をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

補助金の申請は年度内1回までです

・ 本補助金の交付は、**一世帯につき、同一年度内1回限り**です。同一年度に2種類以上のエコリフォームを実施する場合には、一緒にご申請ください。

4 | 申請書の提出

受付は**先着順**です。**予算額に達し次第、受付を終了**します。

必要書類を揃えて、**申請期間内**に所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課に提出してください。なお申請手続き等を委任する場合は、**別紙の委任状**を併せて提出してください。

窓口提出の場合	郵送の場合
提出先：所沢市役所5階 マチごとエコタウン推進課窓口 (市役所閉庁時を除く) ※申請内容の訂正等に備えて、印鑑をお持ちください。	宛先：〒359-8501 所沢市並木1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当 宛

お急ぎの場合は窓口提出を！

郵送による事故等の責任は負いかねます。配送状況が追跡できる形での発送をお勧めします。**受付終了後に市役所に到達した申請書類は受付できません。**発送前に予算執行状況や受付期間を改めて確認してください。お急ぎの場合は窓口にお持ちください。

郵送申請の申請日は消印日ではなく当課への到達日とします。

書類の不備には十分ご注意を！連絡先は日中に連絡がとれる電話番号を

必要書類が揃っていないものは受付できません。手続きを進めることもできません。

書類に不足・不備等があった場合は担当より連絡します。申請書には日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。(円滑な確認のため、申請資料の控えの保管や、当課の電話番号(04-2998-9133)のご登録等をお勧めいたします。)

国の補助金「住宅省エネ2026キャンペーン」について

断熱改修などのエコリフォームは、国が実施している「住宅省エネ2026キャンペーン」との併用申請が可能な場合があります。詳しくは下記をご参照ください。

★補助要件、申請方法、申請期間、必要書類等は「所沢市スマートハウス化推進補助金」と異なります。「住宅省エネ2026キャンペーン」につきましては、以下お問い合わせ先、ホームページにて必ずご確認をお願いいたします。

※市では「住宅省エネ2026キャンペーン」についてのご質問はお答えできません。

【問い合わせ先】

電話：0570-081-789

受付時間：午前9時から午後5時まで(土日含む)

【ホームページ】

<https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/>



5 | 申請受付期間と手続きの流れ

申請期間

申請のタイミング	着工前 ※着工30日前までにご申請ください
申請受付期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 2 6 日（金） （市役所閉庁時を除く）

手続きの流れ



STEP1

施工業者に見積依頼・契約

補助要件に合致する製品か確認をしてください。
補助金の交付決定が下りるまでは**着工しない**でください。



STEP2

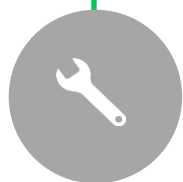
補助金の申請書類を提出

必要書類はP9へ

申請内容が補助要件を満たしているか審査します。
※着工の30日前までに提出してください。

補助金交付決定

... 「補助金交付決定通知」を送付します。
（概ね受付から1か月程度です）



STEP3

施工

補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください。**着工日が補助金交付決定の日よりも前にならないよう、注意**してください。



STEP4

実績報告書類の提出

必要書類はP 11へ

施工完了から30日以内、または**令和9年3月19日（金）**のいずれか早い日までに、必要書類を揃えて提出（郵送の場合、必着）してください。報告内容を審査したうえで、補助金額確定通知を送付します。



STEP5

補助金の振り込みを確認

補助金額確定通知を発送後、概ね1か月程度で振り込み手続きが完了します。

6 補助金申請に関する留意事項

補助対象機器の管理期間・関係書類の保管

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、工事を完了した日から起算して**5年間**は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

補助金に係る書類は、補助金交付決定のあった翌年度から5年間保管してください。

処分の制限

管理期間中において、補助金の交付対象となった工事により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供することはできません。これらの行為があった際は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

アンケート等の実施・協力

補助金事業の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

市税の納付時期によっては納付書等の提示をお願いすることがあります

納期が過ぎてから納税した場合は、納税記録がシステムに反映されるのに時間がかかるため、領収印が押された納付書の写しを添付していただく場合があります。

補助金の交付決定を受けた後に、申請内容に変更が生じた場合

変更が生じた時点で、速やかに「所沢市スマートハウス化推進補助金変更承認申請書【様式第8号】」に必要な資料を添付して提出してください。

補助金申請額／契約の相手方／導入する製品 等

※予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

補助金の交付決定を受けた後に、工事を中止する場合

「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第10号】」を提出してください。

7 補助対象要件

① 開口部の断熱改修

外窓の交換 ・ 内窓の設置 ・ 窓ガラスの交換

・ 1つの居室の外部に面したすべての開口部に下記いずれかの施工をすること

- 外窓の交換…外窓を枠とともに交換
- 内窓の設置…既存の窓に内窓を設置
- 窓ガラスの交換…既存の窓のガラス部分のみ交換

・ 施工した窓の熱貫流率が **$3.5 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下**であること。
(熱貫流率：熱の伝えやすさを表す数値。数値が小さいほど断熱性が高い。)

【上記要件を満たす場合】

- ・ その他の居室は施工する開口部1か所から補助対象になります
- ・ 洗面所・浴室・トイレ・廊下など非居室にある開口部も補助対象になります
- ・ 「室内窓」は対象外です

玄関ドアの交換

・ 外部に面した玄関ドア（対象住宅の主たる出入り口）を交換する工事で、当該ドアの熱貫流率が **$3.5 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下**であること。

※勝手口は外窓または内窓になります。（下記参照）

窓ガラスの数え方・勝手口



引き違い窓
⇒2枚で1箇所



上げ下げ窓
⇒2枚で1箇所



滑り出し窓が2つ並んでいる場合
⇒2か所

・ 勝手口につくガラスのみの交換は対象外です。

- ・ 勝手口ごと交換する場合は、「外窓」で申請してください。
- ・ 勝手口に内窓を設置した場合は「内窓」で申請してください。



② 断熱改修（断熱材による改修）

床
・
外壁
・
天井
・
屋根

・少なくとも **1つの居室の外気に接した床全面、外壁全面、天井全面、または屋根全面を施工**するもので、改修後の断熱材の熱抵抗値が基準※で規定されたもの以上であること。

・全面改修の場合、全居室を含む外気に接した全ての面を施工するものとする。

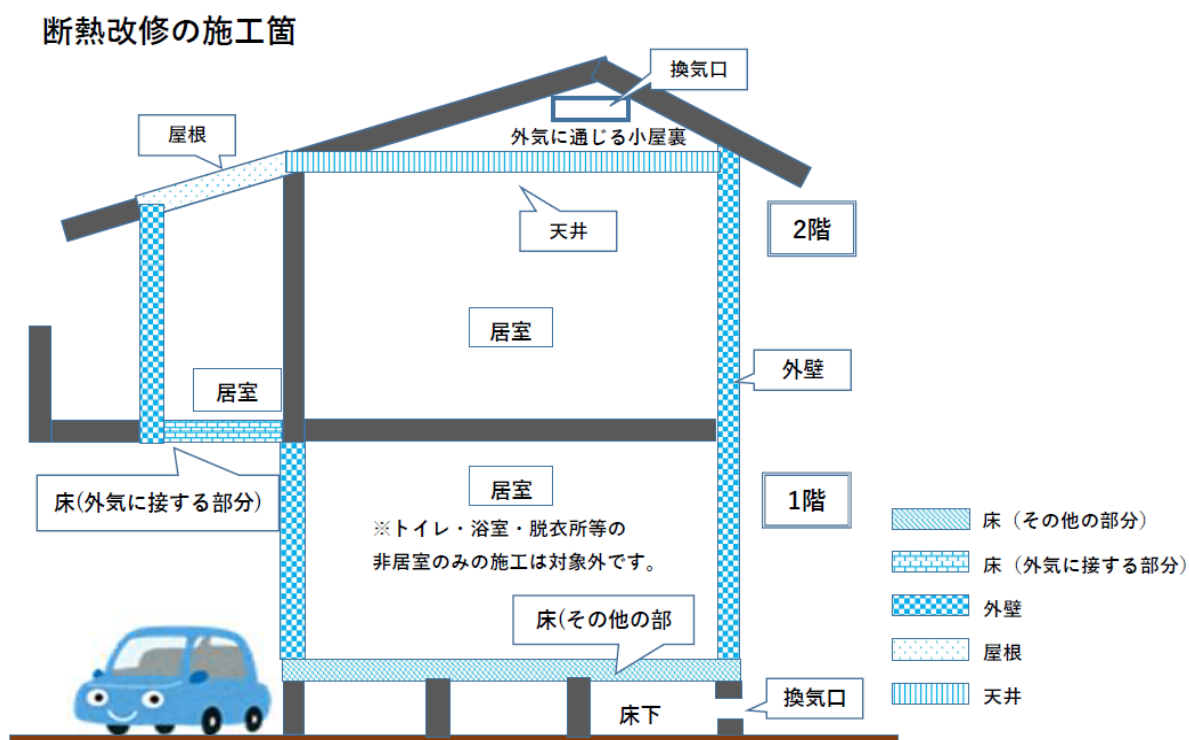
※上記基準を満たせないため、ガルバリウム鋼板などの断熱性能を有した鋼板は対象外となります。

基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和6年国土交通省告示第975号）

URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001880628.pdf>

補助金額について



8 | 提出書類

申請時（着工前） 必要書類と書類作成上の注意

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

契約書等の添付書類は必ず写し（コピー）をご提出ください。

①所沢市スマートハウス 化推進補助金交付申請書 【様式第1号】★	<ul style="list-style-type: none">• 交付申請額の箇所は訂正できません。再作成をお願いします。• 振込先は申請者の口座としてください。• 複数の項目を申請する場合は1枚のみ記入してください。
②事業計画書★	<ul style="list-style-type: none">• 記入漏れがないよう書いてください。• 見積書と対応させ、わかりやすく整理して記入してください。
③事業内容が確認できる 見積書	<ul style="list-style-type: none">• 商品名や型番の記載があるものをご準備ください。• 計画図面や写真に記載する番号等と一致させ、わかりやすく整理してください。• 《①開口部》見積書に開口部の寸法を必ず記してください。• 《②断熱材》見積書に施工する製品名と施工する面積(m²)、および施工する断熱材の厚みを必ず記してください。
④事業内容が確認できる 契約書	<ul style="list-style-type: none">• 契約者は申請者と一致することが必須です。 (連名契約の場合は、契約者に申請者が含まれている必要があります。)• 契約者と施工者双方の押印が必要です。• 契約書には、工期や金額、施工場所の記載が必要です。• 変更契約書や覚書を含む全ての契約書を提出してください。
⑤カラー写真 窓・玄関ドア等：施工前 断熱材：提出の必要なし	<ul style="list-style-type: none">• 部屋を明るくし、カーテンを開けて窓全体が写るように撮影してください。• 玄関ドアの全体が写るよう外側から撮影してください。

次ページに続きます（必要書類と書類作成上の注意）

<p>⑥対象箇所の施工図面 (物件の平面図、立面図等) ※玄関ドアの交換のみの場合は不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 施工場所が分かるよう、蛍光ペン等で示してください。 • 見積書、写真等の番号や符号と対応させてください。
<p>⑦部材の性能を証する書類 (カタログ等)</p>	<p>《①開口部》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 導入する窓の熱貫流率が分かる資料をご用意ください。 ※玄関ドアの熱貫流率が不明の場合、住宅省エネ2026キャンペーンにおける性能区分でお示しいただいても結構です。 <p>《②断熱材》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 導入する断熱材の熱抵抗値が分かる書類をご用意ください。
<p>⑧チェックリスト★</p>	

申請時（着工前）以下、当てはまる場合に必要な書類

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

<p>委任状★</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請手続きを申請者本人以外が行う場合
<p>建物所有者共同名義人同意書 【別紙 1-1 号】★ ※自署必須</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請者以外の建物所有者又は共有名義人がいる場合
<p>世帯構成員の続柄に関する届出 【別紙 1-2 号】★ および 住民票（原本）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「三世帯同居」の加算措置を適用し申請する場合 ※「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」の交付を受けた方はカードの写しも一緒に提出してください。
<p>直近の電気料金請求書の写し および 再生可能エネルギー比率の表示がある書類の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「再生可能エネルギー比率50%以上の電力プラン利用」の加算措置を適用し申請する場合

実績報告時 必要書類と書類作成上の注意

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

契約書等の添付書類は必ず写し（コピー）をご提出ください。

<p>①所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書【様式第11号】★</p>	<ul style="list-style-type: none">• 複数の項目を申請する場合は1枚のみ記入してください。
<p>②領収書</p>	<ul style="list-style-type: none">• 申請者宛てのもの• 契約書の金額と領収書の合計金額を一致させてください。 ※契約書の金額と領収書の金額が異なる場合は、但し書きに「所沢市スマートハウス化推進補助対象工事費¥〇〇〇〇〇（税抜）を含む」など補助対象工事に要する費用が含まれていることが分かるような記載が必要です。
<p>③カラー写真</p> <p>窓・玄関ドア等：施工後</p> <p>断熱材：施工中</p>	<p>【窓・玄関ドア等】</p> <ul style="list-style-type: none">• 工事前の写真と同一の角度・順番での撮影をしてわかりやすくまとめてください。• 面積計算書の番号と一致させてください。• 部屋を明るくし、カーテンを開けて窓全体が写るように撮影してください。 <p>【断熱材】</p> <p>以下2点を撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none">①施工場所に断熱材が施工されている全体の様子②断熱材の厚みが分かる写真
<p>④対象要件の製品が施工されたことが分かる書類</p> <p>(納品書・出荷証明書・保証書・施工完了報告書など)</p>	<p>下記の情報が記載されているかご確認ください。</p> <p>【窓・玄関ドア等】</p> <ul style="list-style-type: none">• 施工場所または施主名• 製品名• サイズ（玄関ドアの場合は不要） <p>【断熱材】</p> <ul style="list-style-type: none">• 施工場所または施主名• 製品名• 使用した断熱材の厚みと量
<p>⑤チェックリスト★</p>	